

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡 査部長を 含む。）	巡 査	小 計		
警察本部	78	138	815	269	1,300	454	1,754
警察学校	1	2	16	1	20	3	23
警察署	54	145	1,619	936	2,754	130	2,884
初任科生				137	137		137
合 計	133	285	2,450	1,343	4,211	587	4,798

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。